

報道提供資料
相模原市政令指定都市推進課
(電話 042-769-8248)
平成 21 年 10 月 23 日

相模原市の政令指定都市移行に関する閣議決定について

本日（10月23日（金））、相模原市を政令指定都市として指定する「地方自治法252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

この政令の公布により、平成22年4月1日における相模原市の政令指定都市移行が確定することになります。

なお、本件については、神奈川県も同様の内容を発表しています。

<参考(現行政令の抜粋)>

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令

(昭和三十一年七月三十一日)

(政令第二百五十四号)

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令をここに公布する。

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令

内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定に基き、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を次のとおり指定する。

大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市 福岡市
広島市 仙台市 千葉市 さいたま市 静岡市 堺市 新潟市 浜松市 岡山市

※ この政令について「岡山市」の次に「相模原市」を加えること、及び附則において施行日を平成22年4月1日とすることについて閣議決定されています。

政令指定都市移行に向けた取り組みの経緯

昭和 29 年 11 月 20 日	相模原市制施行
平成 12 年 4 月 1 日	保健所政令市へ移行
平成 15 年 4 月 1 日	中核市に移行
平成 18 年 3 月 20 日	相模原市・津久井町・相模湖町合併
平成 19 年 3 月 11 日	相模原市・城山町・藤野町合併
5 月 23 日	市役所内に政令指定都市推進本部会議を設置
7 月 26 日	神奈川県・相模原市政令指定都市移行連絡会議を設置
8 月 8 日	相模原市政令指定都市推進市民協議会が設立
平成 20 年 1 月 28 日～ 2 月 9 日	政令指定都市に関する市民説明会を 26 会場で開催
3 月 31 日	相模原市政令指定都市ビジョンを策定
5 月 31 日	相模原市行政区画等審議会を設置
7 月 18 日	行政区画等審議会が行政区画の編成について答申（3 区制）
10 月 2 日 ～5 日	政令指定都市に関する市長タウンミーティングを 4 会場で開催
10 月 15 日～ 11 月 14 日	行政区の名称(区名)を募集(応募数 5,894 件)
11 月 18 日	神奈川県と「相模原市の政令指定都市移行に係る事務移譲等に関する基本協定」を締結
12 月 15 日～ 1 月 14 日	行政区の名称(区名)の意向調査を実施(応募数 36,646 件)
12 月 20 日	市議会で「政令指定都市の実現に関する意見書」を議決
12 月 24 日	政令指定都市の移行実現を求める市議会意見書及び市要望書を、神奈川県知事、総務大臣等へ提出
平成 21 年 2 月 4 日	行政区画等審議会が行政区の名称(区名)について答申(緑区・中央区・南区)
3 月 24 日	神奈川県議会で「相模原市の政令指定都市の指定に関する意見書」を議決
6 月 13 日～24 日	政令指定都市移行に向けての市民説明会を 4 開場で開催
7 月 3 日	神奈川県知事・神奈川県議会議長・同副議長・相模原市長・相模原市議会議長が総務事務次官を訪問し、県知事から総務大臣あての「相模原市の政令指定都市への移行実現に関する要望書」を提出

7月14日	行政区の名称案を決定(緑区・中央区・南区)
10月2日	神奈川県知事・神奈川県議会議員・同副議長・相模原市長・相模原市議会議員・推進市民協議会会長・市自治会連合会会長が総務大臣を訪問し、「指定都市の指定に関する政令」の改正を要望
10月23日	政令改正について閣議決定

移行までの予定

平成21年10月下旬	移行PR事業、記念事業(冠事業)を開始
11月17日~12月21日	12月定例会(政令指定都市関係議案)
12月22日	移行100日前イベント(カウントダウン開始)
平成22年1月下旬	広報号外(サービスの変更、各種手続きの有無等)
2月上旬~	市民説明会(サービスの変更、各種手続きの有無等)
3月下旬	移行記念メインイベント
3月下旬	県と事務引継書取り交わし
4月1日	政令指定都市移行宣言式、区役所開所式
4月2日	移行記念式典(市民会館)

政令指定都市としての都市づくりの方向性

<暮らし先進都市>

市民の皆さんの幸せな暮らしのためには、心豊かに安心して過ごせる社会づくりが大切です。そこで、本市のめざす都市づくりの方向性の一つとして、豊かな自然環境や 71 万市民の活力を活かし、文化・教育、健康・福祉、防災・防犯、環境など暮らしに密着した分野の取り組みを重視し、豊かなライフスタイルとともに創り、発信できる「暮らし先進都市」をめざします。

<内陸ハブ・シティ>

活力ある市民生活の実現に向け、都市力を高めるには、多様な都市機能の集積や経済基盤の強化、周辺都市との多様な交流・連携の活発化が必要になります。

そこで、本市は、首都圏南西部における広域拠点性をさらに高めるため、さがみ縦貫道路の整備、リニア中央新幹線構想、小田急多摩線の延伸など、広域交通ネットワークの強化や活力ある中心市街地づくり、新たな産業拠点の形成などを進め、車輪の回転軸のように、広域的な地域の表玄関や拠点となる都市を意味する「内陸ハブ・シティ」をめざします。

主な移譲事務

内 容	現 状	移行後の効果
児童相談所の設置	市内にある県の施設で、虐待など児童に関する専門的な相談や一時保護、施設入所措置を実施	児童相談所が福祉事務所、保健所等と同様に市の機関になるため、相談受付から施設入所措置まで、切れ目なく一貫して関わることができ、支援を必要とする人への迅速な対応が可能
身体・知的障害者更生相談所の設置	藤沢市内にある県の施設や巡回相談等により、身体・知的障害者に関する専門的な相談や療育手帳の判定などを実施	専門的な相談や判定などが市内で実施できるようになり、市民の利便性が向上
精神保健福祉センターの設置	横浜市内にある県の施設で、こころの健康の増進・病気の予防等専門的な相談・支援等を実施	市内に設置することで、身近な場所で専門的な相談・支援等が実施できるようになり、また、福祉事務所等との連携により円滑な相談・支援が可能
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付	市を経由して、県が交付	市が交付を行うことにより、申請から取得までの期間が短縮
都市計画の決定	一定規模以上の都市計画の決定は、県が実施	決定権限の拡大により、大規模なプロジェクトの計画から実施まで、市が主体性を持って迅速に行うことが可能 【具体例】 ・麻溝台・新磯野地区、当麻地区の土地区画整理事業 ・JR相模原駅周辺、さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の土地利用

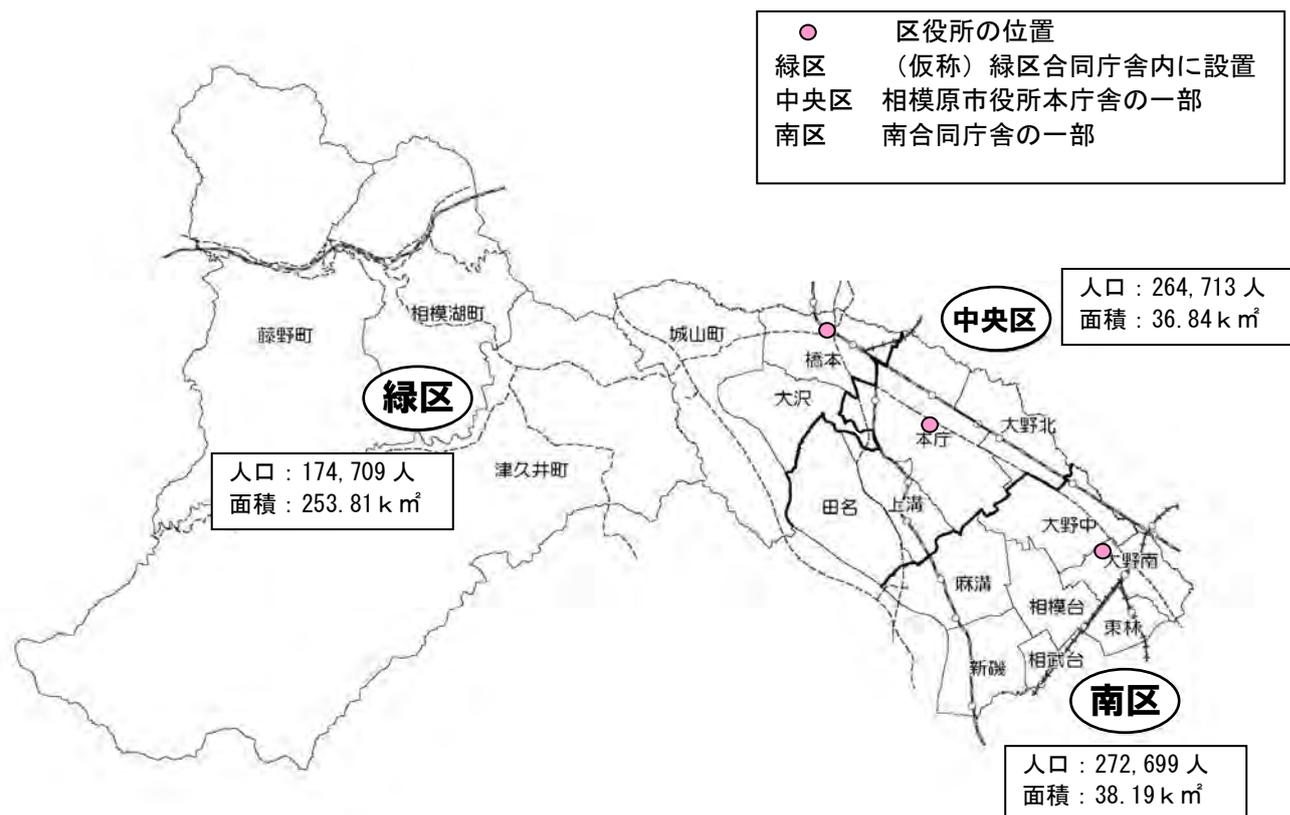
<p>国県道の管理</p>	<p>県が国県道の整備や維持補修等を実施(国道16号・20号を除く)</p>	<p>国道16号と20号、さがみ縦貫道路など、国が直接管理している国道を除き、市内のすべての道路を市が一体的に管理することで、市のまちづくり計画に沿って、主体的に整備を進めることが可能</p> <p>また、道路に関する各種申請等の窓口が一元化し、市民の利便性が向上</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津久井広域道路の延伸 ・県道52号相模原町田の拡幅 ・歩道や交差点の整備、電線類の地中化
<p>小中学校教職員の採用等</p>	<p>県が実施</p>	<p>本市への愛着と情熱を持つ教職員の採用を、市が主体的に行えるようになり、地域に密着した特色ある学校づくりが一層進むことで、相模原教育をよりよいものにしていくことが可能</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動や部活動の指導ができる教員の計画的かつ積極的な採用
<p>特定非営利活動法人(NPO法人)の設立認証</p>	<p>県が実施</p>	<p>手続きが市内で行えるようになり、きめ細やかな対応により、市民活動のさらなる活性化につながる。</p>
<p>大規模小売店舗立地法の運用</p>	<p>県が法の運用主体</p>	<p>市が運営主体となることで、地域の実情に応じた総合的な商業政策が可能となる。特に、大規模小売店舗による交通渋滞、騒音、廃棄物など生活環境に関する影響について、地域の意見に基づき、市が店舗設置者へきめ細やかな配慮を求めていくことが可能</p>
<p>特別高度救助隊の設置</p>	<p>高度救助隊を設置</p>	<p>全国の政令指定都市では、法令に基づき、特別高度救助隊の設置が進められている。本市も、この救助隊を設置し、特殊災害対応自動車や電磁波探査装置などの高度探査装置を導入することで、大規模災害等への効果的な消防活動が可能</p> <p>※ 移行後3年以内の設置をめざす</p>

区制の概要

(1) 行政区の設置(区の名称はすべて仮称)

行政区	所管する区域	人口	区役所の予定施設
緑区	橋本・大沢出張所の所管区域、城山町・津久井町・相模湖町・藤野町地域自治区事務所の所管区域	174,709人	(仮称)北地区保健福祉センターとの合築により整備(橋本都市拠点地区内に24年度以降開設予定) ※ 仮設区役所は、橋本出張所等がある橋本駅北口第一再開発ビル内へ設置予定。
中央区	大野北・田名・上溝出張所の所管区域、本庁区域(小山、星が丘、清新、中央、横山、光が丘地区)	264,713人	市役所本庁舎内(中央2丁目)
南区	大野中、大野南、麻溝、新磯、相模台、相武台及び東林出張所の所管区域	272,699人	市南合同庁舎内(相模大野5丁目)

※人口は、平成21年9月1日現在(合計712,121人)



(2) 行政区の設置による影響

ア 住居の表示の変更

市名と町字名の間に区名が入る。

なお、津久井地域については、地域自治区制度の適用がなくなることから、住居の表示においても、地域自治区の名称はなくなる。

イ 選挙区

行政区ごとに選挙区が設けられるため、市議会議員や県議会議員の選挙は、区ごとに実施され、区ごとの候補者から議員を選出

ウ 小・中学校の通学区域

これまでと変更なし

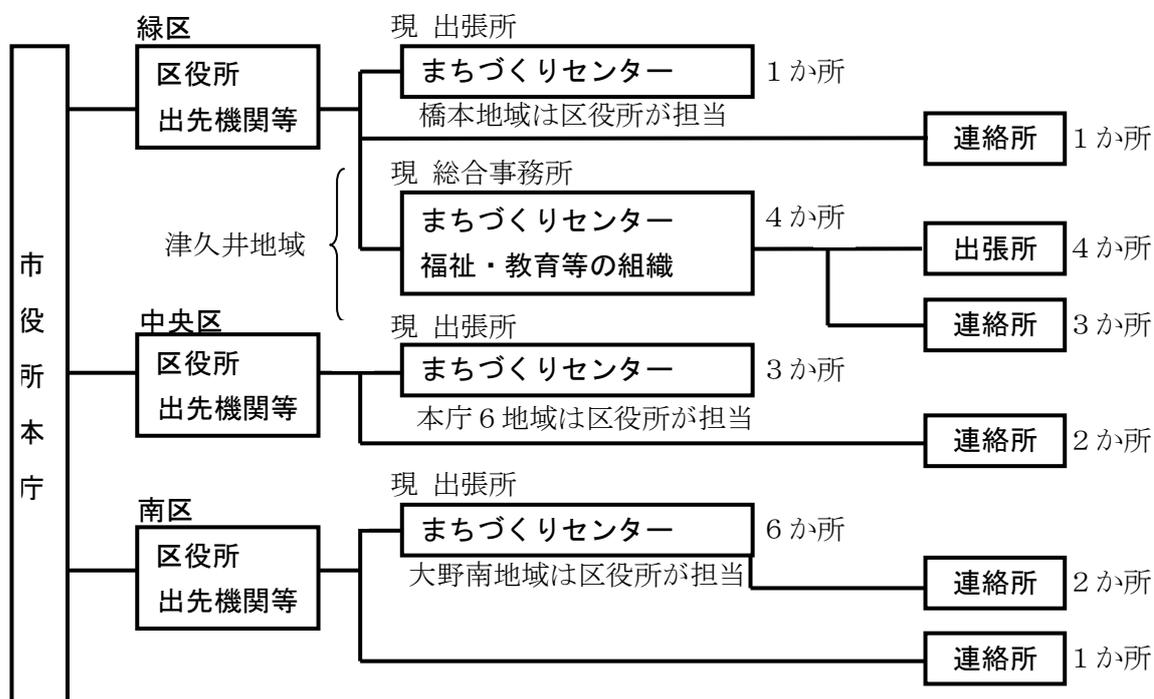
エ 税の変更

これまで、市全体で課税していた個人市県民税(均等割)や法人市民税(均等割)、固定資産税、都市計画税は、地方税法の規定により、区ごとに課税することとなる。

- ・個人市県民税(均等割) 住んでいる区以外の区に、別荘、事務所等を持っている人
- ・法人市民税(均等割) 複数の区に、事務所等を持っている法人

(3) 区制を活用した行政サービスの提供体制

市民に身近な場所で必要なサービスを提供できるように、各区に「区役所、保健センター、土木事務所等」「まちづくりセンター」を配置し、それぞれの役割を明確にしたうえで、効果的・効率的な行政サービスを提供



(4) 区役所設置による利便性の向上

ア 自治会に関する手続き

これまで市役所本庁で行っていた自治会の法人化に関する手続きや自治会集会所の建設等についての相談・支援を、各区役所で実施。利便性の向上と自治会活動の一層の発展に寄与

イ 窓口サービスの拡充

行政資料コーナーを設置するとともに、国民健康保険に係る入院時に使用できる限度額適用認定証の交付申請受付、国民年金の障害基礎年金等の短期給付に係る相談、さらに外国人登録等

ウ 地域防災対策

区内での大規模災害発生時は、地域と直結した防災対応を図るため、区に災害対策区本部を設置。具体的には、緊急的な対応を行うための体制の整備、防災上緊急を要する避難、災害警戒など

エ 交通安全

3つの行政区域内には、それぞれ警察署が設置されており、移行後は、基本的に1区1署体制（緑区は2署）を構築。これにより、区役所と警察署の連携が強化され、地域の安全性の向上。また、現在、市役所本庁のみで受付・処理している市民からの信号機や横断歩道の設置、交通規制に関する交通要望についても、各区役所を通じて所管する警察署へ要望することとなる。

オ 防犯対策

市役所本庁のみで受付・処理しているパトロール強化等防犯に関する要望についても、区役所を通じて所管する警察署へ要望することとなる。また、こども110番の家や防犯灯設置・維持管理補助など、地域防犯活動の支援に関する事業も区役所で実施することで、より地域の実情に合った事業運営が可能

(5) 区ごとの本庁出先機関等による利便性の向上

ア 保健福祉サービス

各区に生活支援課、障害福祉相談課、介護予防推進課の班、こども家庭相談課、保健センターを設置し、身近な場所で保健福祉に関する相談や支援を、総合的に提供

各区における子育て支援

各区では、こども家庭相談、療育相談、母子・父子・女性相談などのほか、保育所入所、各種申請受理などを一体的に扱う窓口を設けることで、より身近な地域で、子どもと子育て家庭を総合的に支援する体制を整備

イ 市税・土木

各区に、市税事務所、土木事務所を設置し、市民に身近な場所で、きめ細か

く迅速な行政サービスの提供を行う。

※ 「中央区」については、市税事務所と土木事務所を設置せずに、市役所にある税や土木を担当する課が直接、サービスを提供。

(6) 市民協働による新たなまちづくりの仕組み

区制を活用した新たなまちづくりの仕組みとして、各区へ（仮称）**区民会議**を設置するとともに、各地域には、（仮称）**まちづくり会議**を設置。

あわせて、地域のまちづくりや地域活動の支援機能を強化するため、旧相模原市域の出張所、津久井地域の市民課と地域自治区事務所の名称を、**まちづくりセンター**に改称。業務としては、これまでの窓口サービスに加え、地域のまちづくり支援や地域活性化を担う職員として、新たに（仮称）**地域政策担当**を配置し、「（仮称）まちづくり会議」の庶務を担う中で、これまで以上に、地域の魅力づくりや課題解決に向けての取組みを進める。

他の政令指定都市の移行日及び人口

都市名	移行年月日	平成 17 年国勢調査人口(人)
大阪市	昭和 31. 9. 1	2, 628, 811
名古屋市	31. 9. 1	2, 215, 062
京都市	31. 9. 1	1, 474, 811
横浜市	31. 9. 1	3, 579, 628
神戸市	31. 9. 1	1, 525, 393
北九州市	38. 4. 1	993, 525
札幌市	47. 4. 1	1, 880, 863
川崎市	47. 4. 1	1, 327, 011
福岡市	47. 4. 1	1, 401, 279
広島市	55. 4. 1	1, 154, 391
仙台市	平成元 4. 1	1, 025, 098
千葉市	4. 4. 1	924, 319
さいたま市	15. 4. 1	1, 176, 314
静岡市	17. 4. 1	723, 323
堺市	18. 4. 1	830, 966
新潟市	19. 4. 1	813, 847
浜松市	19. 4. 1	804, 032
岡山市	21. 4. 1	696, 172
相模原市	22. 4. 1	701, 630